

安全管理者 選任時研修



安全旗



労働衛生旗



安全衛生旗

第1章 安全管理 (P10~P82)

平成31年3月5日

神奈川労務安全衛生協会 厚木支部

第1章 安全管理 内容

この章でお話しすること

- 企業経営と安全
- 安全管理者の役割と職務
- 総合的な安全管理の進め方
- 安全活動
- 労働災害の原因の調査と再発防止対策
- 演習（災害発生調査報告書の作成）

産業安全の目的は・・・

働く人が、

「その日の仕事についての身体の状態の
ままで、その日の仕事を終える」こと

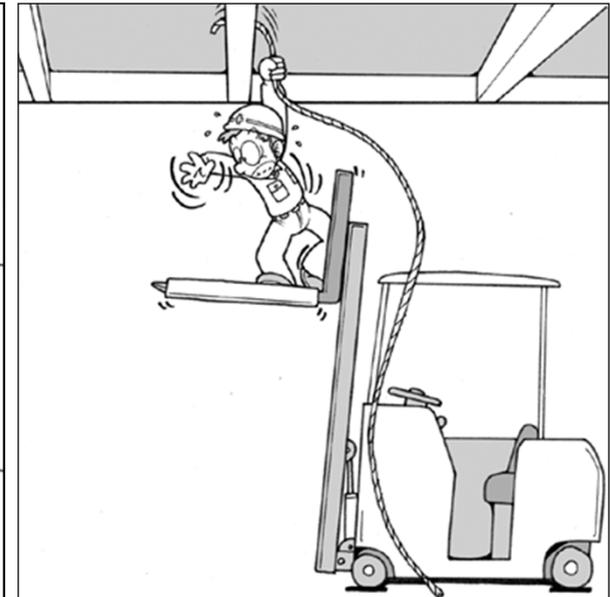


テキストP10

労災発生に関する安全と衛生の捉え方

【安全とは】

短時間で発生した事故による災害（機械設備による挟まれ・巻き込まれや高所作業場所での墜落・転落、歩行時の転倒、危険物が原因の爆発・火災等）を、



【衛生とは】

一定の時間を要して徐々に健康を損なう疾病災害（有害物・粉じん等の吸引や放射線・騒音作業場での暴露による健康障害）と言える。



※ 但し、医療機関での針刺し事故による感染症やぎっくり腰等の腰痛、有機溶剤等での急性中毒などは「業務上の負傷に起因する疾病」なので、安全と衛生は同時に存在する災害と言える。

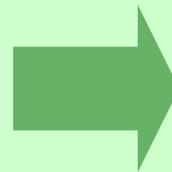
1. 企業経営と安全

テキストP11

(1) 安全と生産

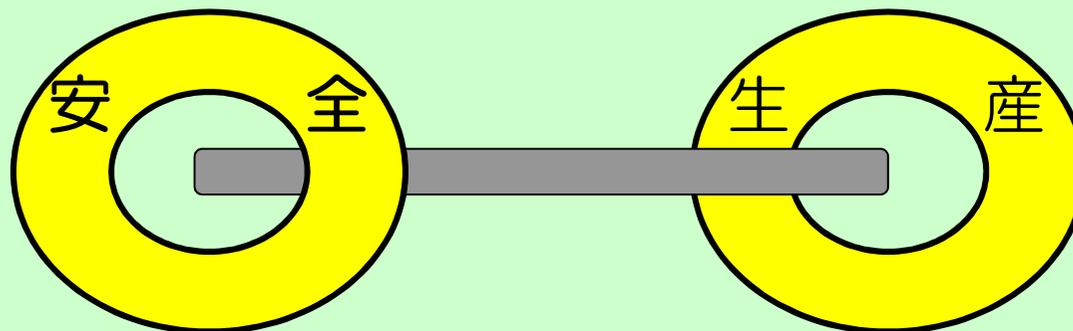
1900年代 USスチール社 ゲーリー社長

品質第一
生産第二
安全第三



安全第一
品質第二
生産第三

安全と生産は両立する



CSR（企業の社会的責任）

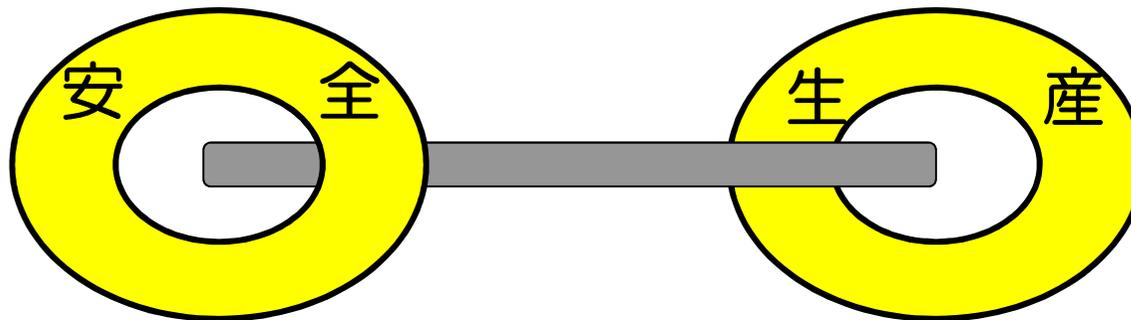
CSR：Corporate Social Responsibility

ISO26000として平成22年11月に発行

CSR：
テキストP11
P17

安全と生産の両立

テキストP11

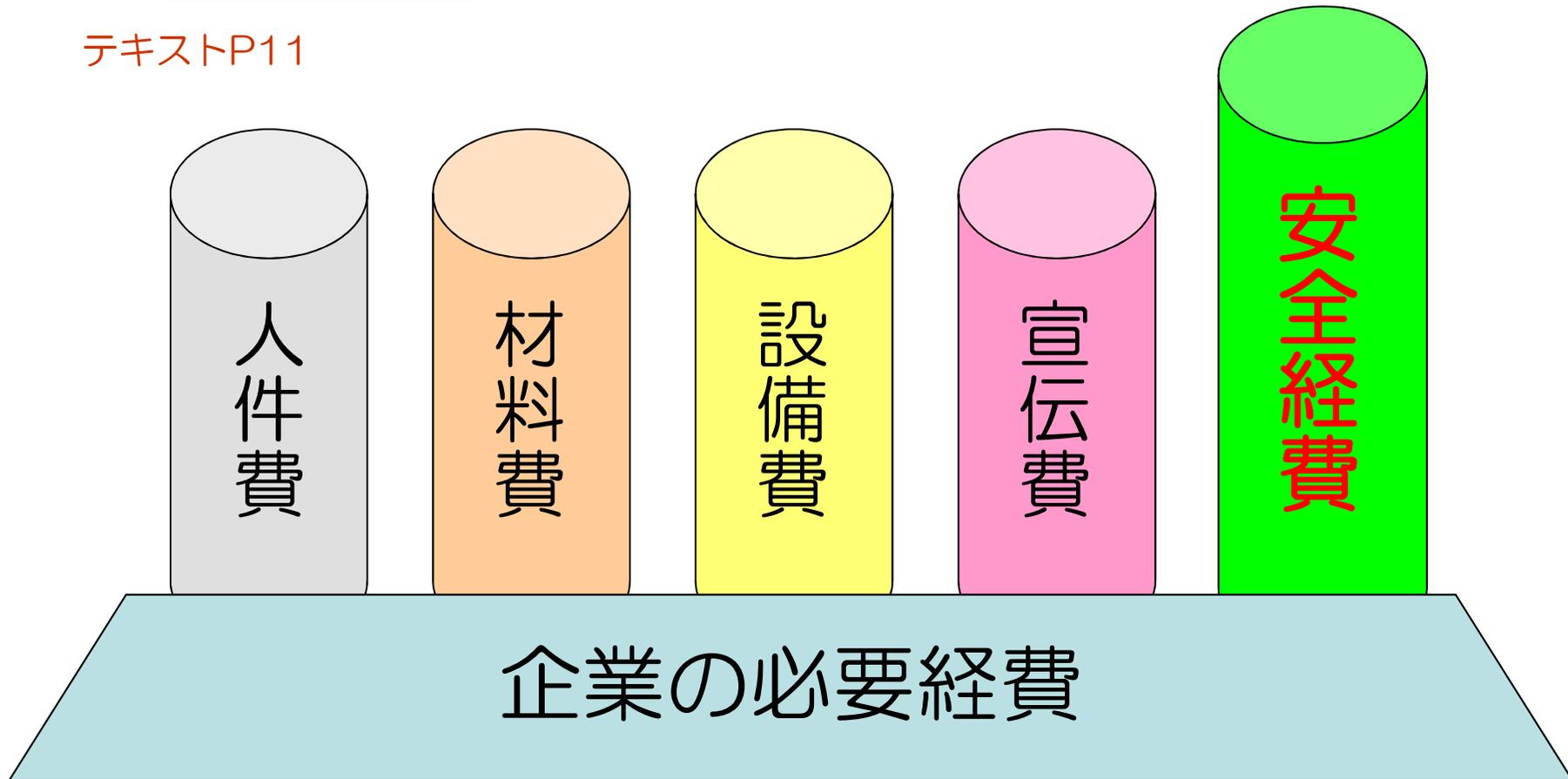


- 従業員の安全確保（企業活動の基本）
- 周辺住民、地域環境に対しての責任
- 消費者・ユーザーに対しての保証責任
- 情報開示
- 社会活動への関与



安全経費は 企業の必要経費

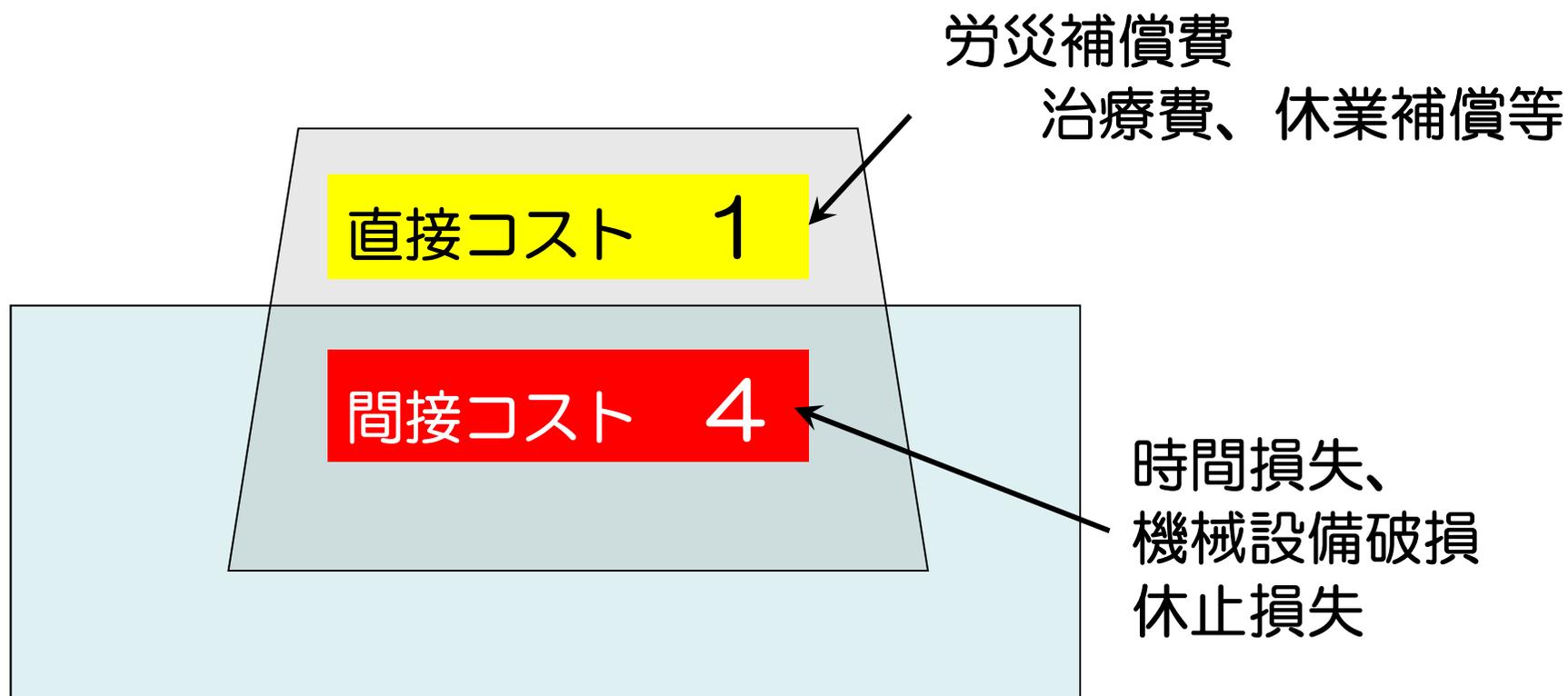
テキストP11



(2) 安全と経営損失の防止

テキストP13

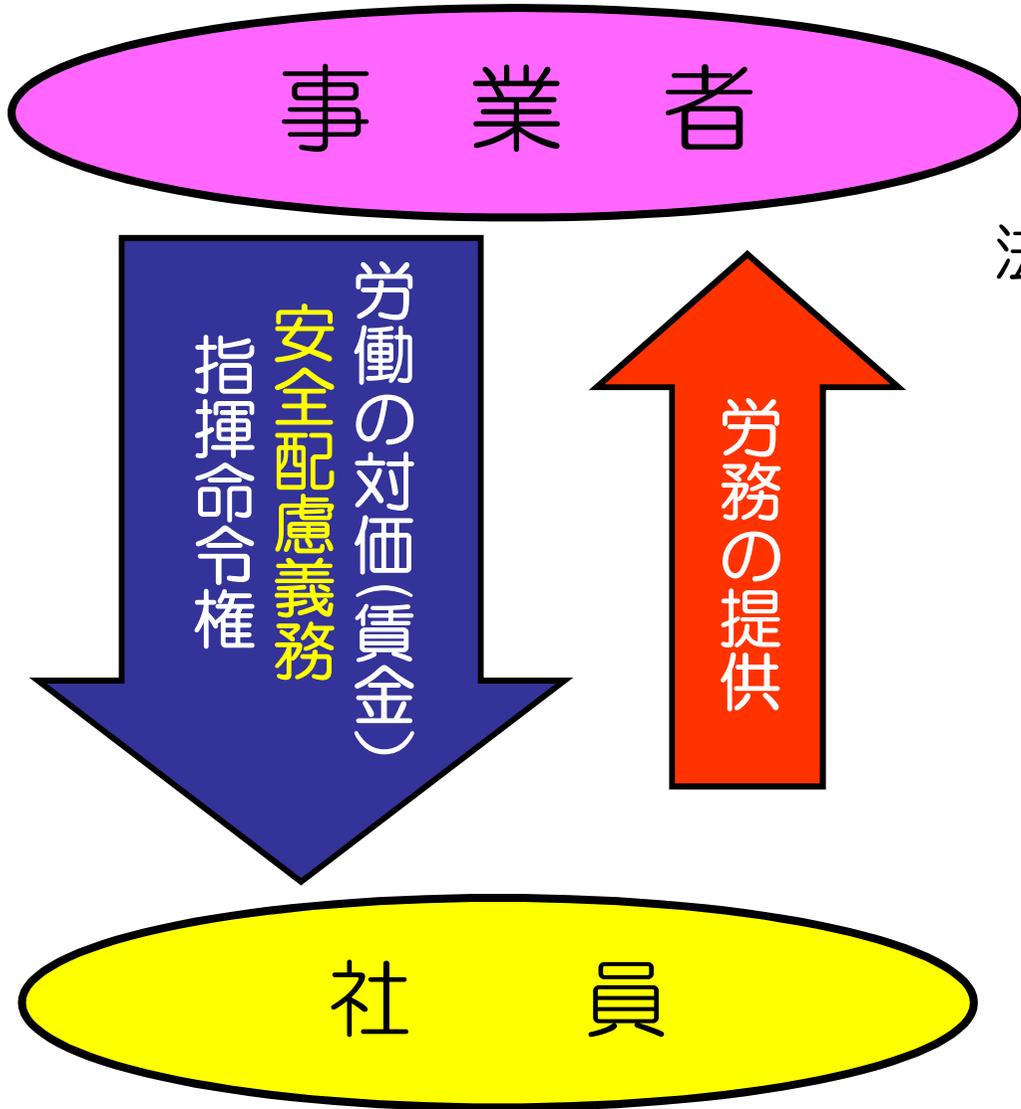
ハイシリッヒの災害コスト比



災害コスト個人調査表の例 テキストP14参照

(3) 事業者の安全責務

テキストP13



法での「主たる義務者」は

事業者



労働者の定義

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用されるもので、賃金を支払われるものをいう。
(労働基準法第9条)

使用者の定義

使用者とは、事業主又は事業の経営担当者
その他その事業の労働者に関する事項につ
いて、事業主のために行為をするすべての
者をいう。
(労働基準法第10条)

①事業主とは

その事業の経営主体をいい、個人企業にあっては企業主個人、会社その他法人組織にあっては法人そのものを指す。

②事業の経営担当者とは

事業経営、一般について権限と責任を負うものをいい、具体的には、法人の代表者、取締役、支配人をいう。

③事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者とは

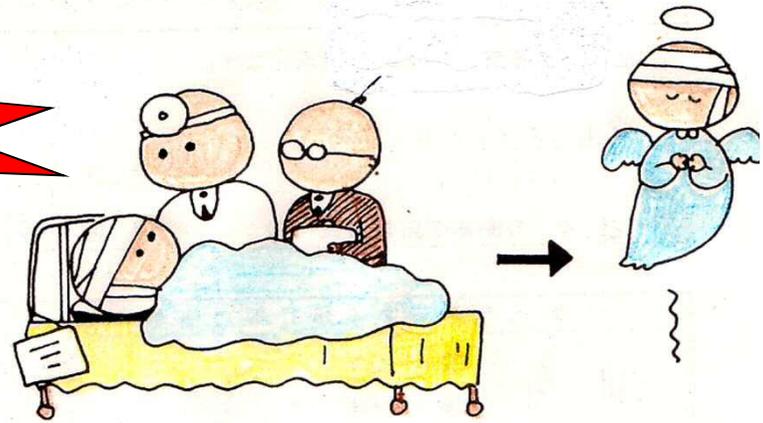
人事、給与、福利厚生、労務管理等、労働条件の決定や、業務命令の指令等、具体的な指揮監督を行うこと等について事業主のために行為するすべての者をいう。

[注]：単に上司の命令の伝達者にすぎぬ場合は使用者とはみなされない。

両罰規定

テキストP15 P191

災害発生



実行行為者

事業者のために行為する
それぞれの職責にあるもの

最高責任者・・・社長
工場長、作業所長、部長
課長、**安全管理者**、職長、他

事業者等

法人又は個人経営者

双方が罰せられる

災害発生の場合の責任

テキストP15
P204



いったん大事故、公害、重大不良が発生すれば今まで築き上げた信用も崩れる

経営トップの安全任務

テキストP17
~P18

- ① 安全管理基本方針の明示
- ② 監督者の安全責任、任務、権限の明確化
- ③ 安全スタッフの役割、職務の決定
(トップの安全に関する事務局的な役割を担当)
- ④ 安全目標、安全計画の作成及び実施
- ⑤ 生産と安全の一体化→規程・基準類の整備
- ⑥ 構内下請け、協力会社への安全指導、援助
- ⑦ 構外系列事業場の安全活動の促進

2. 安全管理者の役割と職務

(1) 安全管理体制

- 安全管理者の選任を要する業種

- ① 建設業などの屋外産業的業種

林業、鉱業、建設業、運送業及び清掃業

- ② 製造業などの工業的業種及び
第三次産業の特定業種

製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場行、自動車整備業及び機械修理業



安全管理者

テP18、P163表4-2

全員参加の安全管理体制

テP19

※事業場の実態に即した、生産活動と一体になった安全衛生管理体制



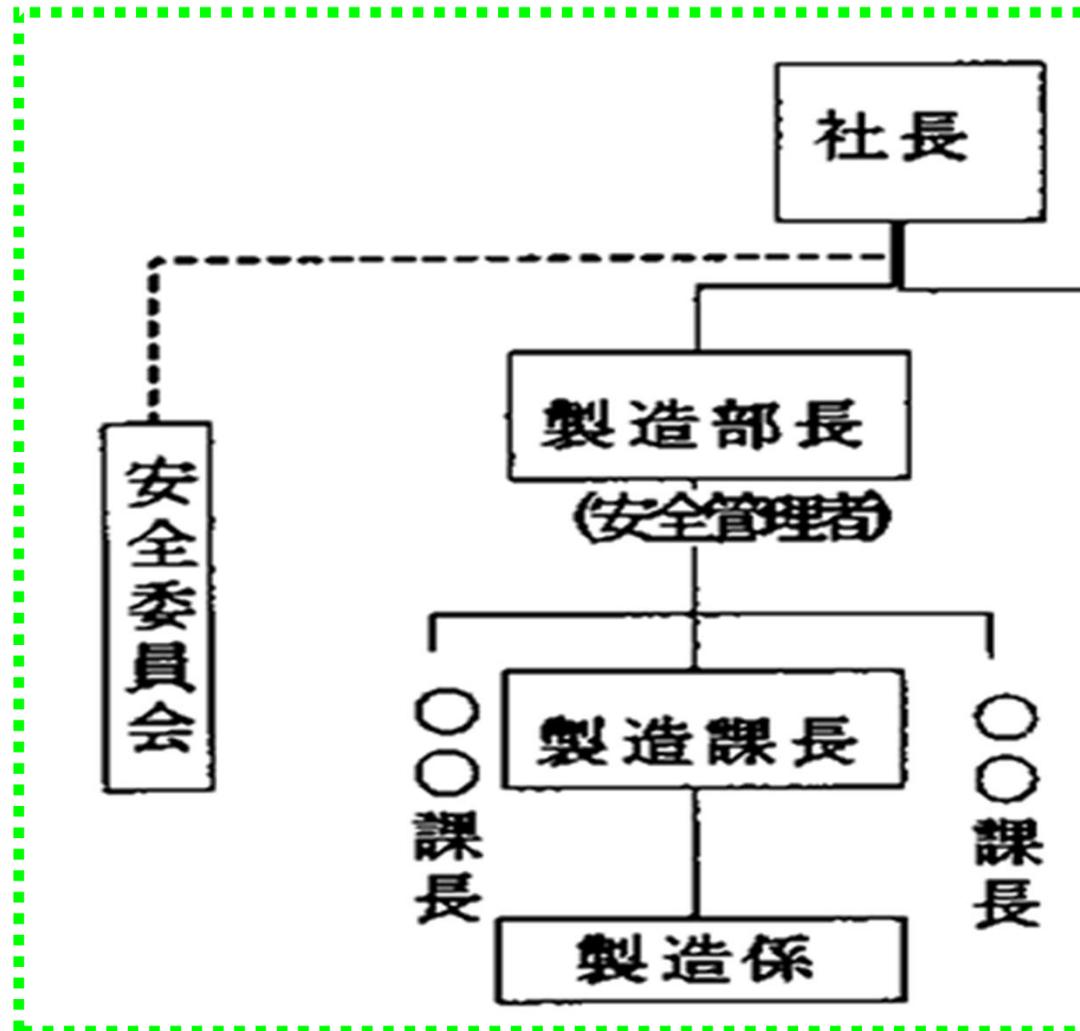
一人ひとりが安全意識を持って・・・

- 安全衛生ルールへの遵守
- 「災害ゼロ」活動への積極参加
- 同僚へ、勇気を持って不安全行動の是正
- 自分の役割の再認識
- 「安全衛生」知識の向上
- etc.

安全管理組織の型

テキストP20

イ. ライン型

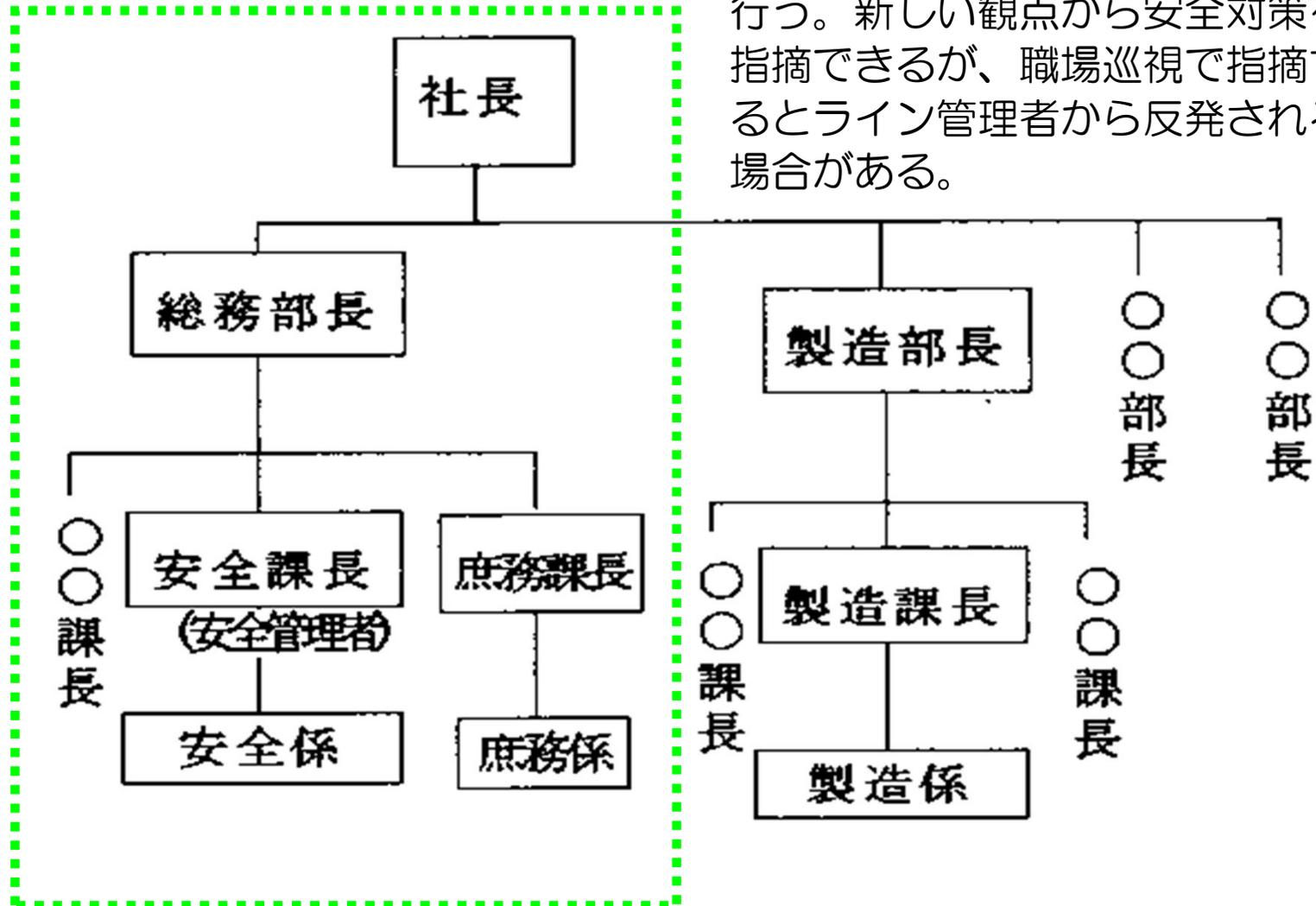


小規模事業場に適している。
安全スタッフがいないため、
新時代に即した安全対策が取りにくい。
トップの考えが現場に徹底しない恐れ有り

安全管理組織の型

テキストP21

□. スタッフ型

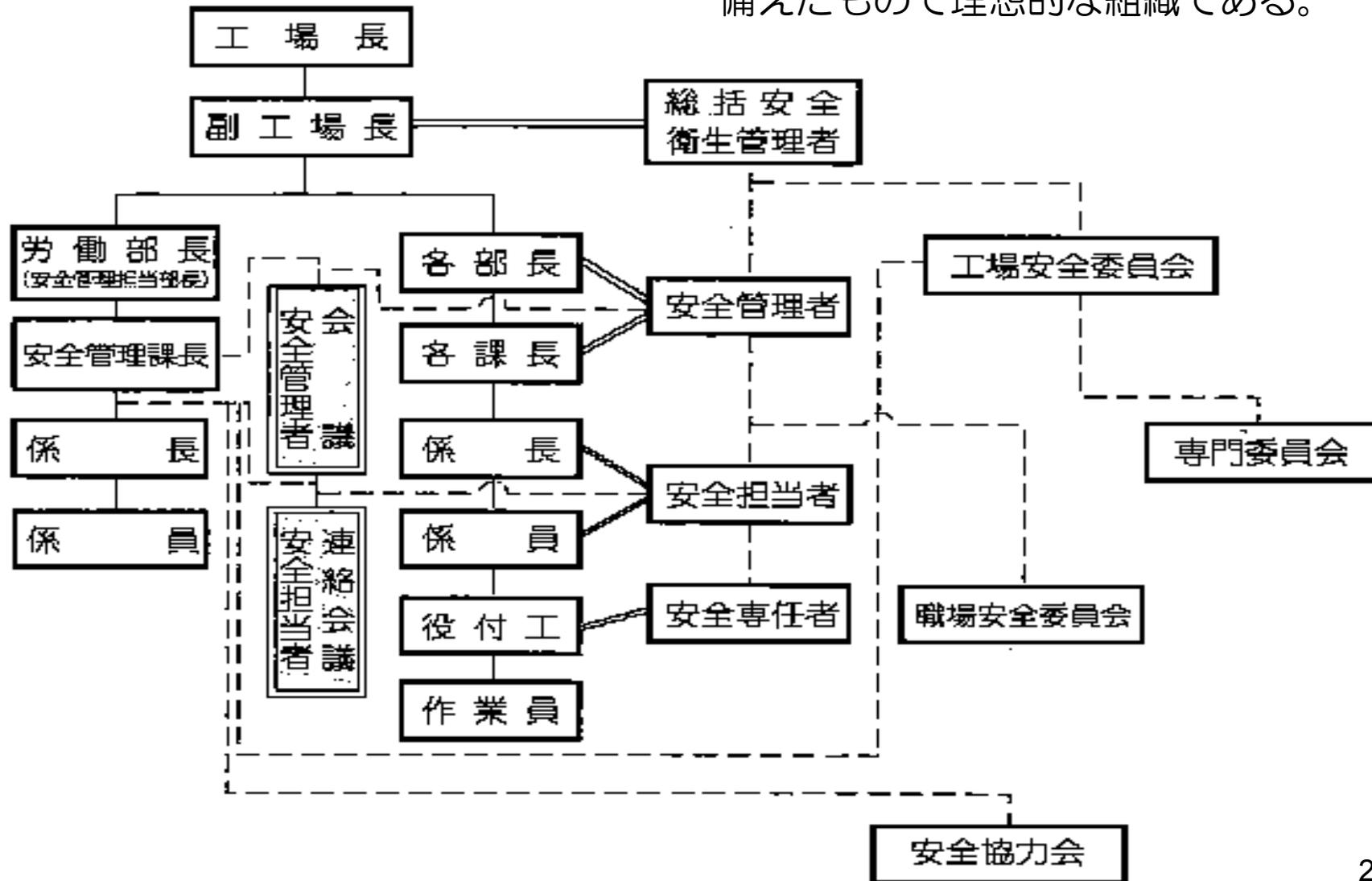


安全管理組織の型

テキストP21

ハ. ライン・スタッフ型

ライン型とスタッフ型の両方の要件を備えたもので理想的な組織である。



安全衛生スタッフの役割

(総括安全衛生管理者 安全管理者 衛生管理者 安全衛生推進者)

事業者

働く人の生命と健康を守ることは事業者の責務

事業者に代わって、安全衛生関係業務を具体的に処理してくれる人

※事業者が選任

●総括安全衛生管理者

●安全管理者

●衛生管理者

●安全衛生推進者 (10人以上50人未満)

●ラインの現場責任者 (管理監督者・職長)

労働の対価
安全配慮義務
指揮命令権

労務提供

社員

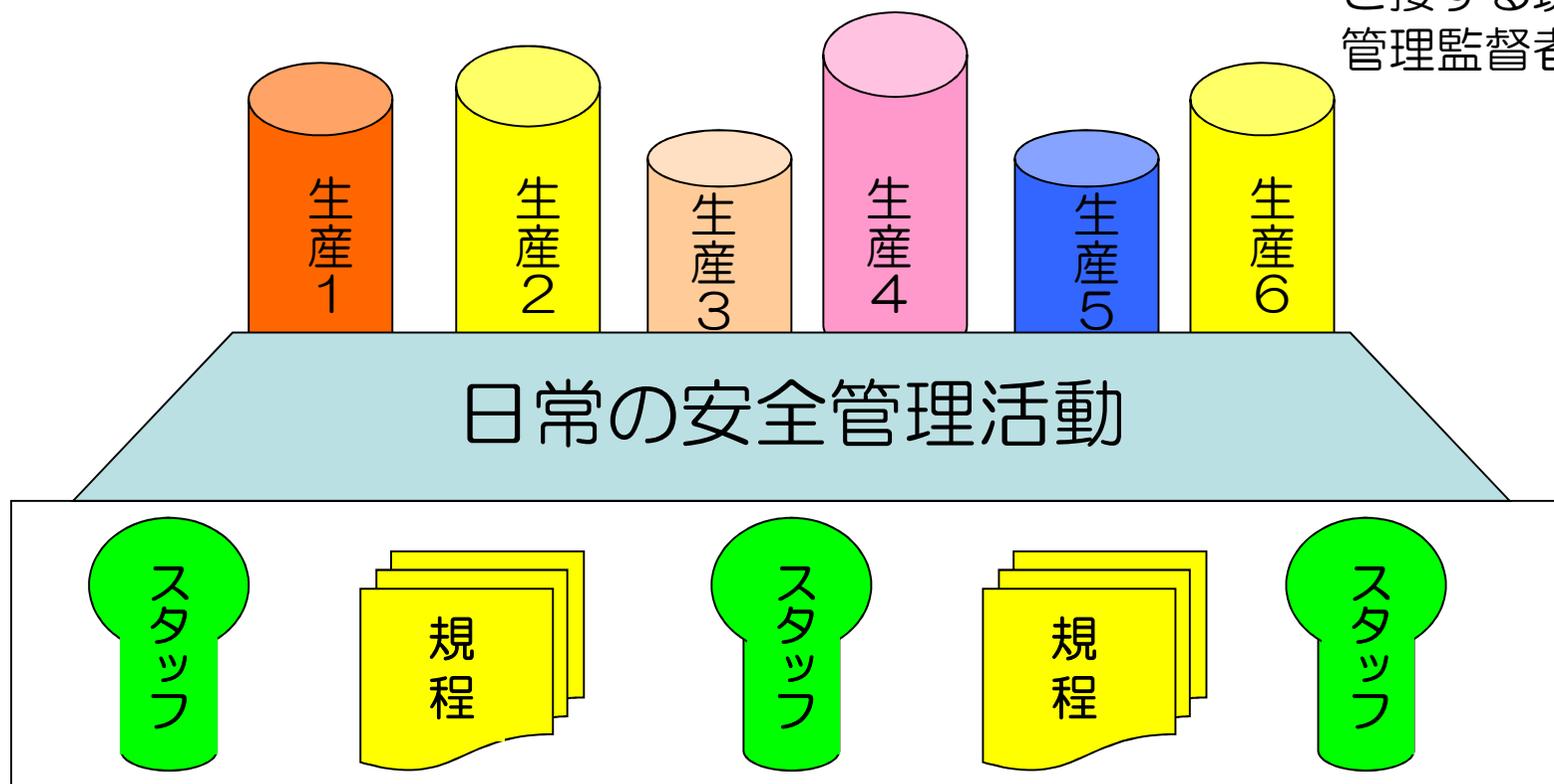
労働災害防止

ライン管理者の職務等

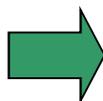
テキストP23

円滑な生産活動は安全管理活動が基礎

ライン管理者：
日常的に労働者
と接する現場の
管理監督者



- 安全管理規程は、安全に関する事業場の基本方針と施策を定めたもの。
- ①安全管理の方針、目標及び計画 ②安全管理体制 ③安全管理者の選任・権限
- ④安全委員会などの開催 ⑤安全教育 ⑥労働安全衛生MS・RAの運用 ⑦災害調査など 安全活動を展開するための基本となるべきもの。



安全担当スタッフの機能

テキストP 23~25

安全衛生スタッフとは：直接の生産活動から離れて事業場全体の安全衛生業務を担当している者を言う

イ. 生産ラインにおける安全活動への支援

- 災害事例の検討結果、安全関係資料を作成⇒現場部門に配布して支援する。
- 現場の各級管理監督者や作業者が経営首脳が目指している方向に協力して行動してくれるように、日頃から意思の疎通を図る。

ロ. 安全担当スタッフと現場部門との緊密な連絡

- 新しい設備や生産方式を採用する場合や生産ラインのレイアウト、作業方法などを変更する場合には、安全担当スタッフの意見などが必ず反映されるような体制をつくる⇒「安全を織り込んだ生産」につながる

総括安全衛生管理者

テキストP25

- 事業場の経営トップを充てる
（工場長・事業所長等）
- 常に生産現場の安全状態を確認
- 安全施策を経営トップに進言
- 安全管理者、衛生管理者の指揮



総括安全衛生管理者

総括安全衛生管理者を選任すべき事業場

テP162 表4-1

業 種	規 模	選任・報告等
林業、鉱業、建設業、運送業および清掃業	100人以上	選任事由発生後 14日以内に選 任し、所轄労働 基準監督署長へ 選任報告書を提 出する。
製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業および機械修理業	300人以上	
その他の業種	1,000人以上	

(2) 安全管理者の役割

- 安全管理業務の技術的事項を担当
⇒ **トップから委譲**
- 生産ライン等の管理監督者等の理解と協力を得て、実効あるものとする



安全管理者

テキストP26

- 職場巡視などで危険に関し、必要な是正措置をとること ➡ **即、是正措置が困難な場合は、
トップ・総括安全衛生管理者の指示を受ける**

- 表1-2 (テキストP27) の事業場では、少なくとも一人を専任の安全管理者とする必要がある。

(3) 安全管理者の職務

テキストP27

イ. 建設物、設備、作業場所、作業方法に
危険がある場合の措置等

・定期的にリスクアセスメントを実施する

リスクアセスメントとは

- ①職場にある危険の芽（リスク）を見つけ出し
- ②危険の大きさを、客観的な数字等で表し、評価（アセスメント）して
- ③災害に至る前に、先手を打って対策を施し
- ④危ない物・状況を取り除き、労働災害の減少を図る手法の一つ。



安全管理体制

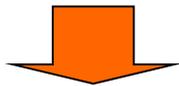


真の災害ゼロを目指して

二つの災害ゼロ・・・

運のいい災害ゼロ

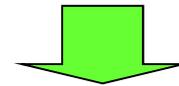
潜在的な
危険有害要因が
残っている



災害発生の可能性
大

真の災害ゼロ

危険有害要因が
排除されている



災害発生の可能性
小

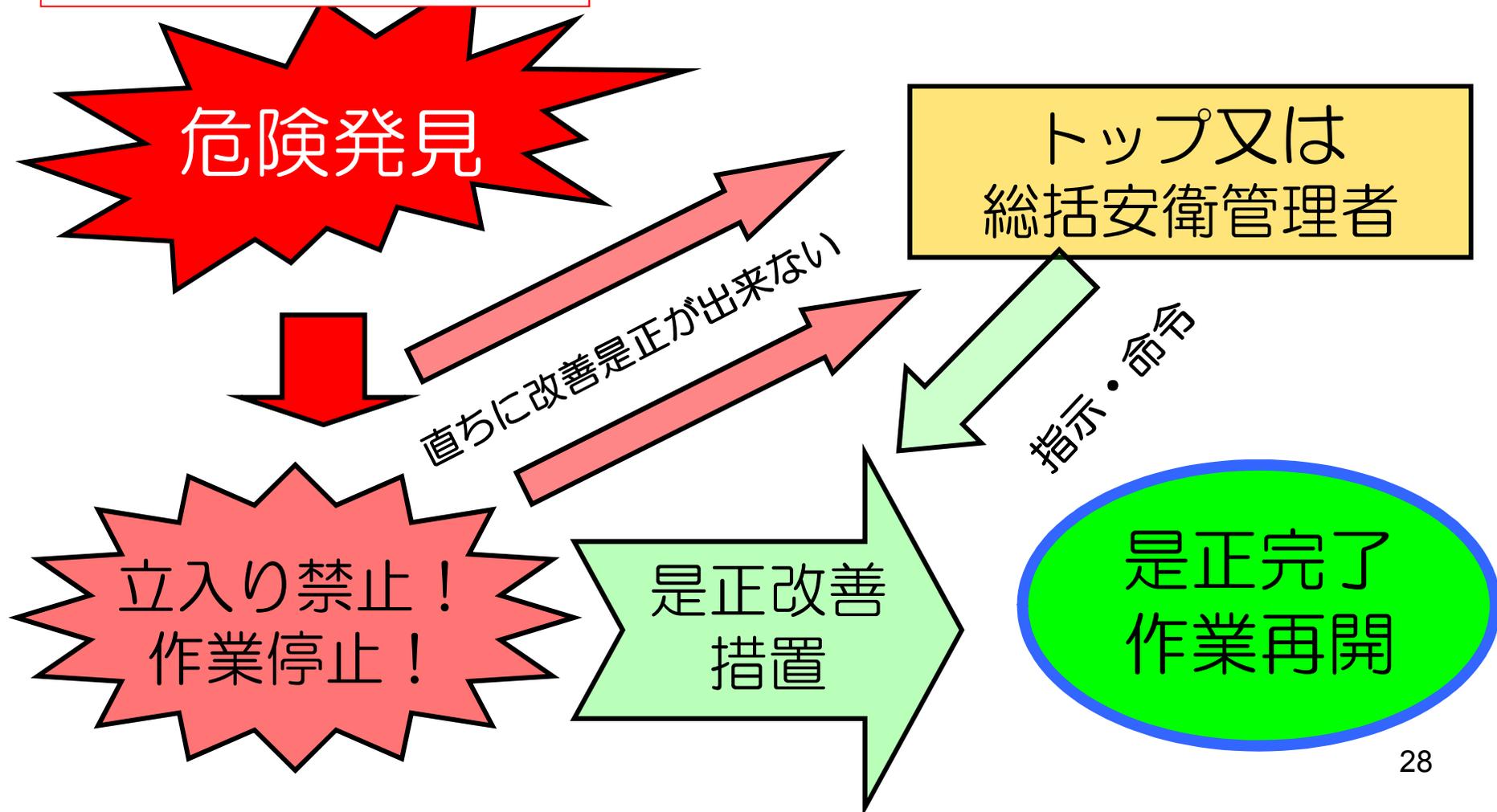
「災害ゼロ」を目指した取組みから
「危険ゼロ」を目指した取組みへ進化

(3) 安全管理者の職務ー①

テキストP27

イ. 建設物、設備、作業場所、作業方法に危険があるときの措置等

(建設現場では日々確認)



(3) 安全管理者の職務一②

テキストP28~P29

- . 安全装置、保護具等の定期的点検等
 - ・点検の周期、方法を決める
 - ↳ 異常発見時は直ちに是正処置をとる

八. 安全教育・訓練の実施 (詳細は第3章安全教育)

- ・労働者に対する安全衛生教育
 - ・管理・監督者に対する安全衛生教育
- #### 二. 災害原因の調査及び対策検討

- ①被災者救出 ②二次災害防止対策
- ③原因調査→原因排除→再発防止対策
- ④事業場全体の安全水準の向上

(3) 安全管理者の職務③

テキストP29~30

ホ. 消火及び避難の訓練

防火管理者・防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者：
消防法施行規則第2条・第51条の5

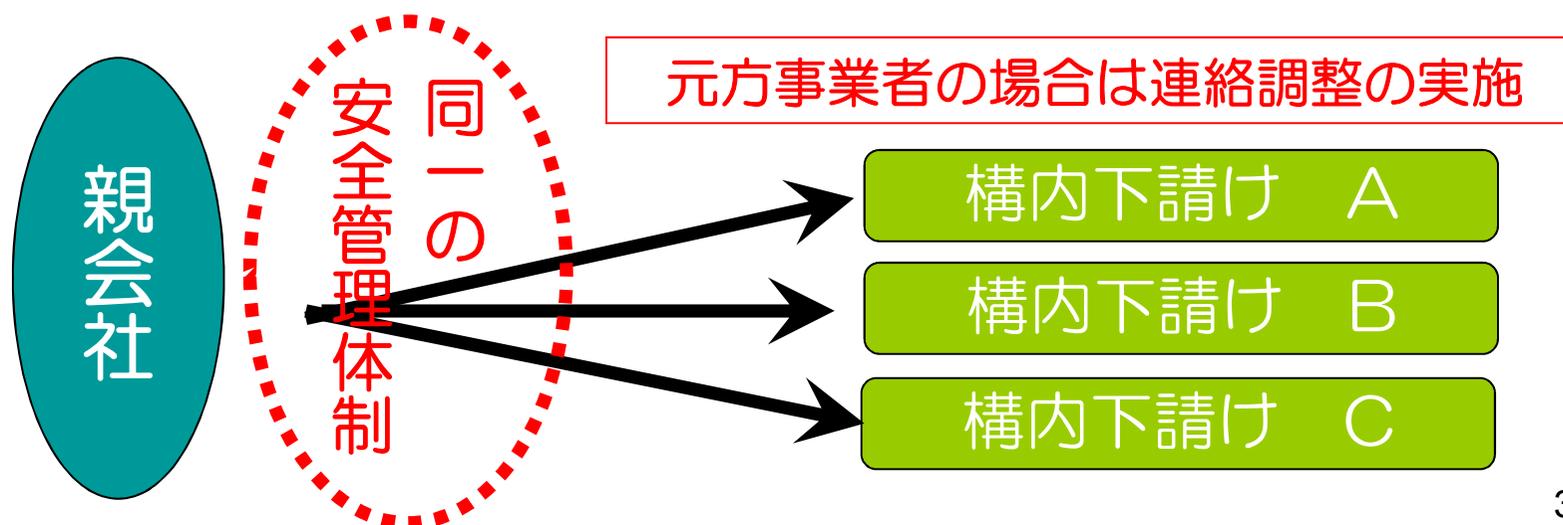
ヘ. 作業主任者の指導

テキストP164 表4-3

自社でどのような対象作業があるのか？

ト. 安全に関する資料収集、重要事項の記録

チ. 構内下請け事業場への安全指導



(4) 安全（衛生）委員会

テキストP30

イ. 安全委員会の機能

- 衛生もある事業場では**安全衛生委員会**を設置する
- 安全委員会は**月1回以上**開催する
- 安全衛生に関する問題を**調査審議**する場である
(労使交渉の場ではない)
- 委員会の設置を義務づけられていない事業場でも、安全衛生に関する事項について、関係労働者の意見を聴くための機会を設ける



(4) 安全(衛生)委員会

テキストP30

□. 安全委員会の設置義務のある事業場

林業、鉱業、建設業、製造業のうち木材・木製品製造業、化学工業、鉄鉱業、金属製品製造業及び輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業及び港湾運送業、自動車整備業、機械修理業並びに清掃業

50人以上

上記以外の運送業、上記以外の製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ業

100人以上

衛生委員会を設けるべき事業場は?

50人以上

安全衛生委員会

50人以上

(4) 安全（衛生）委員会

テキストP31

八. 安全委員会の構成

- 議長（委員長）：1名
（総括安全衛生管理者等）
- 産業医
- 安全管理者
- 衛生管理者
- 委員

労使半数



二. 安全委員会の開催頻度

テキストP31

- 毎月1回以上開催（労働時間内に開催）

ホ. 安全委員会の付議事項

委員会付議事項	安全委員会
① 労働者の危険防止の基本となる対策	○
② 災害の原因及び再発防止対策	○
③ 安全に関する規程の作成	○
④ 危険性又は有害性等の調査及び措置	○
⑤ 安全計画の作成、実施、評価及び改善	○
⑥ 安全教育の実施計画の作成	○
⑦ 監督機関からの指示等を受けた事項のうち、労働者の危険の防止に関すること	○

H18-4 法改正での追加付議事項・・・④⑤

ハ. 安全委員会の議事録の作成と保存

- 議事録として記録し、**3年間**保存する
（作成者をあらかじめ決めておくと良い）

※議事録記載例はテキストP32参照

ト. 安全委員会の議事録の概要の周知

- 関係職場・労働者に概要周知
 - 委員会の透明性の確保
 - 委員会活動の活性化
- 掲示、配布、電子媒体等により、労働者に周知する

チ. 安全委員会を活性化させるための具体的な方策

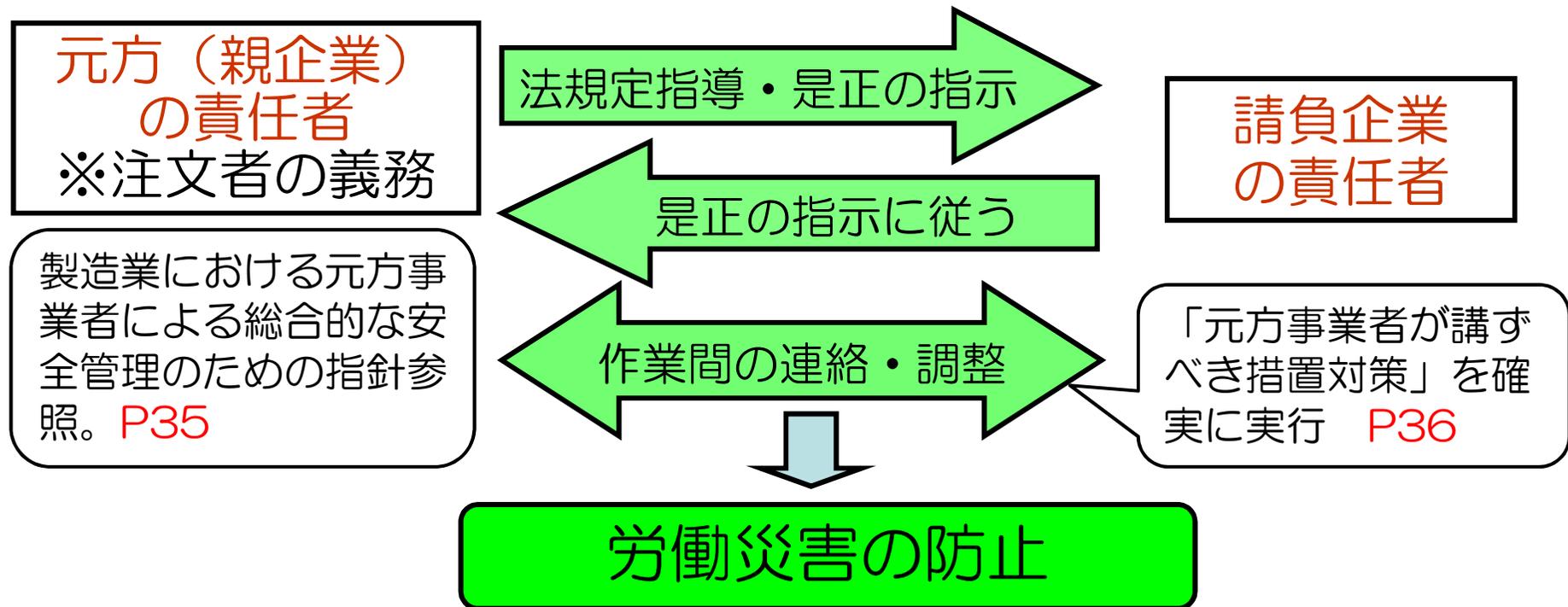
- 経営のトップは・・・時々（年度初めなど）委員会に出席し、委員会の活動に期待する旨を表す。
- 委員は自覚と誇りを持つ（社内への周知）。
- 日常の安全衛生活動に、委員を積極的に参加させる。
- 委員会開催の定例化を図る（開催通知と関係資料配布）
- 委員会運営
 - ① 議長（委員長）、委員の出席・・・（代理出席は×）
（※委員は事業者の指名で選任されるため）
 - ② 特定の委員だけが発言せず、全委員が討議に参加する。
 - ③ 前回委員会の継続審議事項なども必ず取り上げ、納得の行くまで審議を行う。など

3. 総合的な安全衛生管理の進め方

テキストP34

(1) 製造業などの請負労働者の安全衛生確保

構内下請け作業・・・親企業、請負企業の混在作業



クレーン等の合図の統一、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一などもある。また、「化学設備の改造、改修時の情報提供」が定められた。

化学設備等の改造等の作業における設備の分解または設備の内部への立ち入りを請負労働者に行わせる場合の安全確保

元方（親企業）
の責任者

作業開始前に危険性・有害
性等を記載した文書を交付

請負企業
の責任者

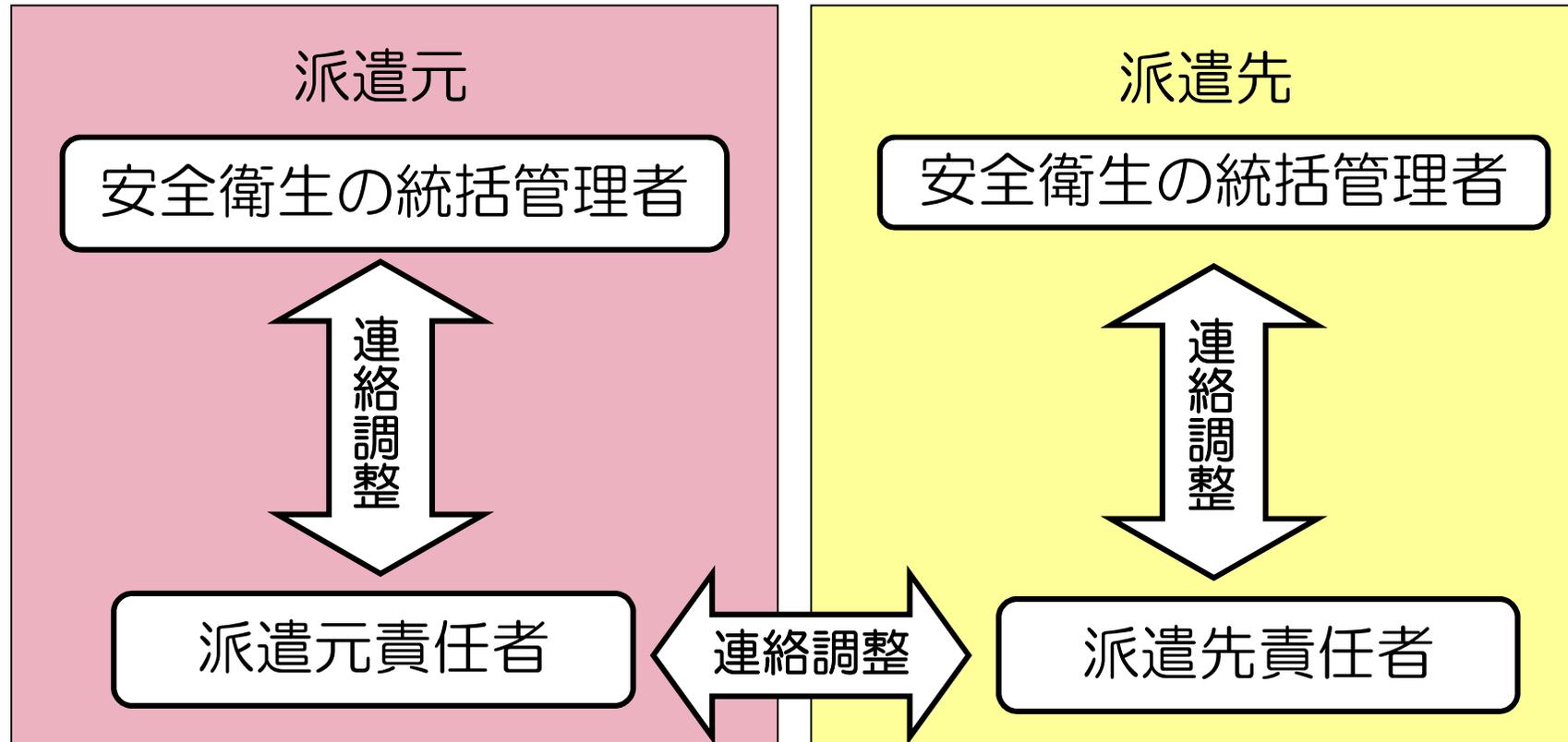
- 当該設備で製造し、取り扱う化学物質等の危険性および有害性
- 当該作業の安全衛生上の注意点
- 当該作業について講じた安全衛生確保の措置
- 事故発生時の応急措置

テキストP37

引火・爆発・酸欠・急性中毒等の労働災害の防止

(2) 製造業における派遣労働者の安全衛生管理

テP37



※統括管理者とは：総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・事業主等

※安全衛生法の「派遣元が責任を負う事項」、「派遣先が責任を負う事項」はテキストP38～39「表1-4」を参照。派遣先が責任を追う事項が多い。

※派遣労働者が被災した場合は、派遣先・派遣元の事業者はそれぞれ、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署に提出しなければならない。

(3) 建設業・造船業（特定元方事業者）の安全衛生管理

建設業のJV（共同企業体）

ジョイントベンチャー（JV）

2つ以上の事業者が同一の場所で共同連携して仕事をする



ジョイントベンチャーの届け出



労働者は届け出企業の労働者とされ労働安全衛生法が適用される

テキストP39

建設業・造船業（50人以上）

下請け事業場の労働者が混在して働く作業現場



統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者の選任



下請け事業場の安全衛生責任者



元方事業者との連絡調整



協議組織の運営等
労働災害の防止

4. 安全活動

テキストP40
テキストP211

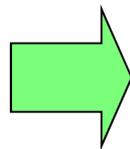
(1) 危険予知活動 (KYK)

ゼロ災へ
全員が参加



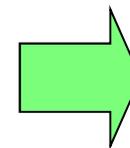
タッチ・アンド・コール

チームワーク、
連帯感を高める



指差し呼称

眼・腕・指・口・耳の感覚
を総動員して安全を確認



ゼロ災



誤りの発生率
1 / 6

(2) ヒヤリ・ハット活動

テキストP42

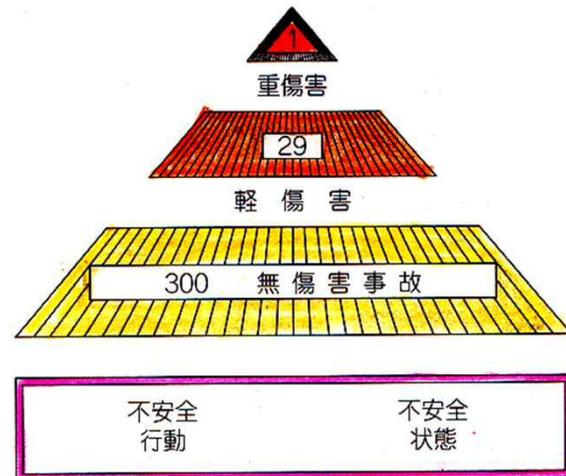
ヒヤリ、ハットカード			
年	月	日	時ごろ発生
発生場所	工場	職場	
・どんな作業で(状況)			
・何をしていた(作業内容)			
・どうなったか(もし……していたら)			
・問題点			
氏名	課		

ヒヤットした・ハットした体験を安全先取り活動に生かす！



カードを貼り付ける

改善内容(班長記入)	
1. やりにくい作業	(危険度) A. B. C
2. 体験ヒヤリ	
(分類) 定常作業、異常処置、修理、調整、段取、点検、清掃、運搬、歩行、その他	
(略図)	
(内容)	
(完了予定) 月 日 : 完了確認 <input type="checkbox"/>	
(係長コメント)	
(他部署依頼) ⇒ ⇒	



ハインリッヒの法則

(3) 安全提案制度

テキストP43

- 職場からの改善提案・・・機械、設備、作業内容についての安全上の問題点や改善方法を作業者が提案する
- 改善提案を実行することで、災害防止対策、作業者の安全意識の高揚を図ることが出来る

(4) 安全当番制度

テキストP45

- 作業者の安全意識を図り、安全活動に参画させるために、全員を交代で、安全当番、日直、週番に任命する



安全当番 腕章

今日一日、自分は何がをしない、他人にも何がをさせない！

(5) 安全パトロール

テキストP46

イ. 安全パトロール実施計画

- ① 実施時期、実施者、範囲、方法
- ② 記録の作成と活用方法・保存方法
- ③ 安全パトロールチェックリストと重点事項
- ④ 結果の検討、対策の指導
- ⑤ 指導事項の是正確認方法



ロ. 安全パトロール時の教育と心構え

- アラ探しの態度や方法は避ける
- 悪い点だけでなく、良いところは高く評価する
⇒指摘1点に対し、2~3点を褒める
- 対話を重視、潜在危険、背景などを理解させる
- すぐにできることは、その場で改善させるなど

(6) ツールボックスミーティング

テキストP47

※ツール・ボックス・ミーティング (TBM) の役割

災害防止に関する身近な問題について、全員で討議する。安全作業方法についての決定がされ、それを確認し、実行する。



※ツール・ボックス・ミーティングの進め方

イ. 第1段階・・・導入する

テーマを提供し、関心を起こさせ、問題点に注視させる

ロ. 第2段階・・・意見を引き出す

全員に発言させ、質問を出させる

ハ. 第3段階・・・まとめる

結論を出し、実行方法を定める。

ワンポイントKYが
効果的

(7) 4S活動

テキストP48

① 整理

必要なものと不必要なものに分類、

② 整頓

必要なものがいつでも取り出せる状態

③ 清掃

掃き清める、整理・整頓の仕上げ、点検

④ 清潔

作業場の汚れ除去、衛生、衣服の清潔

⑤ 躰（しつけ）

4S状況の継続、習慣化、意識付け

(決めたこと。決められたことを守る)

4
S



5
S



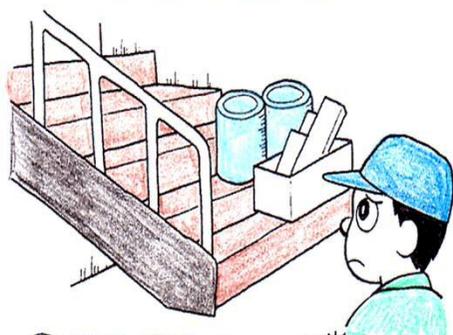
整理整頓のポイント



① スクラップ、ウエス、ガラス、紙くず
その他のくず類は、決められた場所、
決められた容器に捨てる。



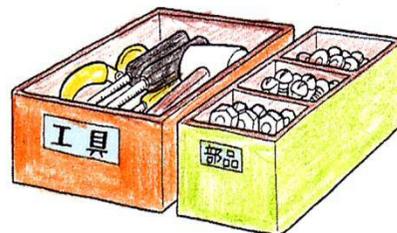
② 機械のまわりや配電盤、消火栓、
消火器などの前に物を置かない。



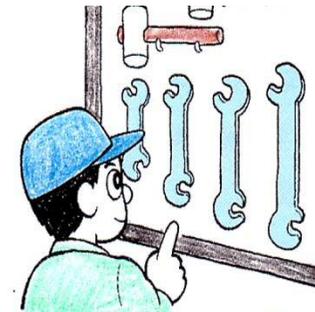
③ 階段、通路、出入口、非常口には
物を置かない。



④ 通路にはみ出して物を置かない。

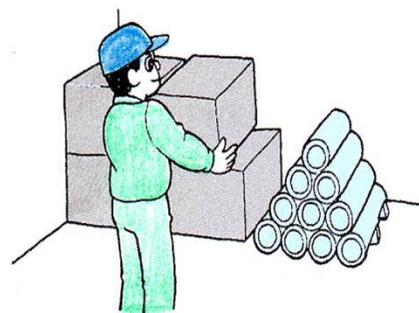


⑤ 部品、工具など区別して、決められた
場所に置く。

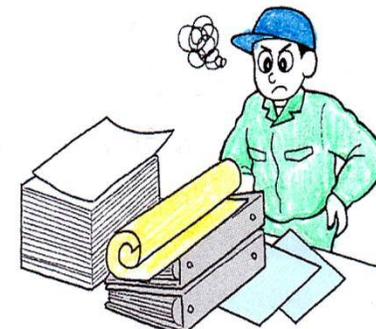


⑥ 必要な器具は使用川原に
そろえて置く。

4S・5Sが正しく
行われている事業場は
ゼロ災職場が多い！



⑦ 決められた置き場、置き方、積み方
を守る。



⑧ 不要な書類等を積み上げて
おかない。

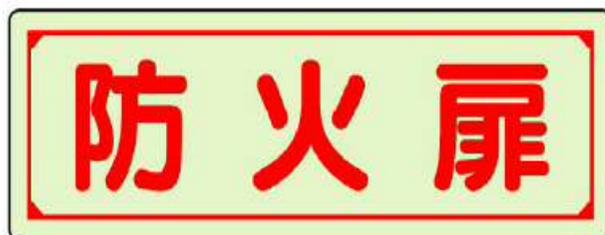
見える化について

テキストP50

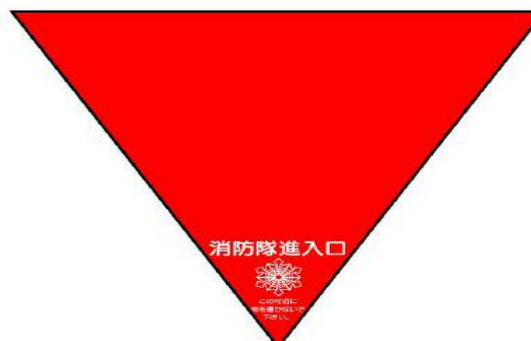
見える化とは：だれが見てもすぐ分かるようにする工夫である。



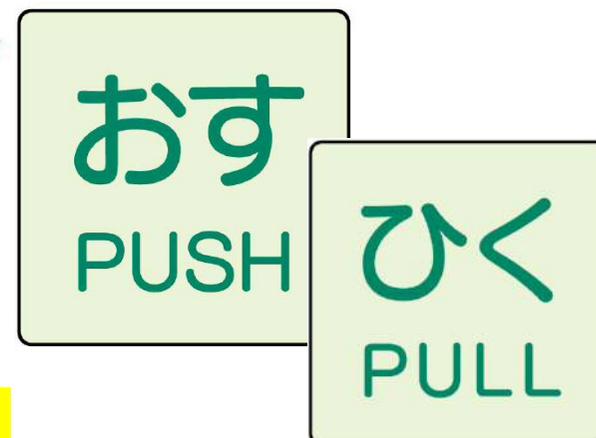
ドアの向こうに人がいます。
ゆっくり開けましょう。



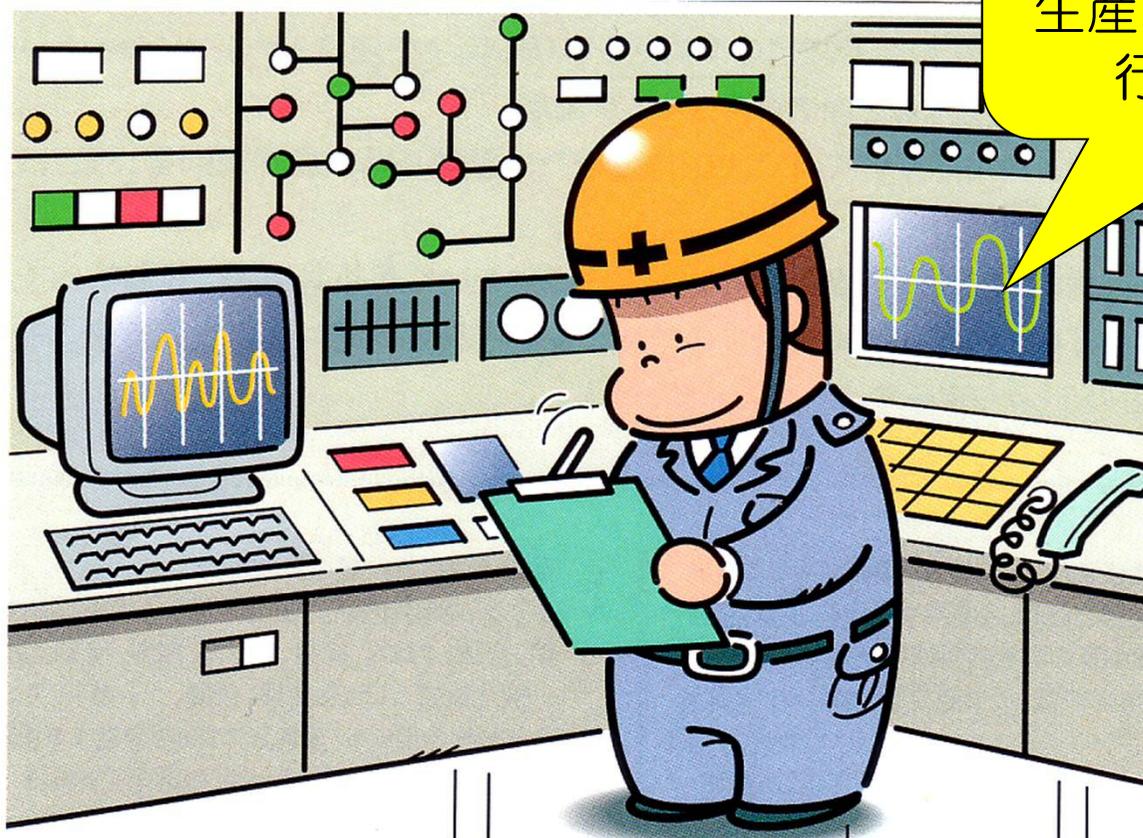
防火扉の前に物を置かないで
下さい



消防隊進入口をふさがないで
下さい



(8) 安全点検



安全点検は
職場の事情に精通した
生産ライン担当者等が
行うのが効果的

テキストP50
~P51

- 特定自主検査：社内の有資格者、または外部の登録検査業者が行う
- 性能検査：一定期間ごとに国の検査代行機関によって行う
テキスト P173、216~221

イ. 安全点検制度

テキストP51

点検実施者と点検対象

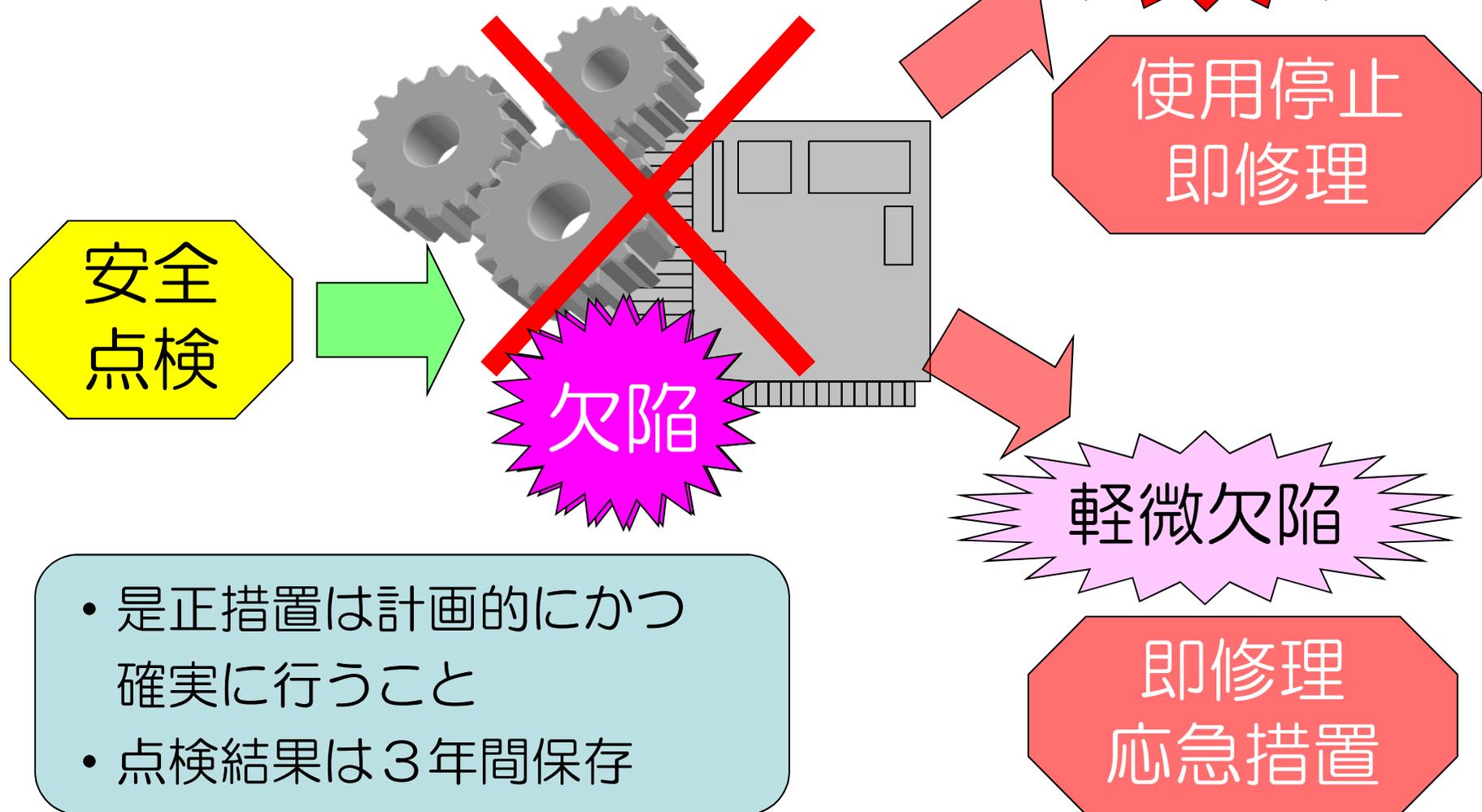
点検者	点検対象
事業場のトップ（工場長など）	生産の量や質の変化が作業の安全に及ぼす影響 工場設備のレイアウトの適否 作業方法の自動化・機械化の可能性 安全についての基本施策の実施状況 現場幹部の安全に対する認識の度合い 関係現場と下請事業者または下請事業者相互間の連絡状況など
安全管理者	法規で定められた事項 建設物、設備、作業場所、作業方法などについての危険の有無 安全装置、保護具などの性能の良否
部課長	所管する作業場全般についての安全
現場監督者	所管する職場全般についての安全
専門技術者	危険な機械設備（ボイラー、クレーンなど）の安全性 点検にあたって特殊な技術を要する設備（電気設備、制御機器など）の安全性 危険物（爆発性、引火性薬品など）の取扱い、貯蔵の適否
作業員	自ら取り扱う機械設備、工具、安全装置、保護具などの性能の良否（始業点検）

点検の時期

- 一般機械・設備・・・一定の周期ごとに実施
- 法定検査が義務付けられた機械・設備・・・法定の周期ごとに実施

□. 安全点検 欠陥の是正

テキストP52



八. 安全点検 留意事項

テキストP53

- ① 職場の関係者に点検の意義を理解させ、協力を求める
- ② 過去の災害の原因となった箇所を再度点検する
- ③ 発見した不安全状態が、他の設備・機械に無いかチェックする
- ④ 発見した不安全状態の是正だけでなく、その原因も調査し根本的な対策を講じる
- ⑤ 不要な同情はしない。安易な妥協もしない
- ⑥ 小さな危険も見逃さない。チェックリストを活用する
- ⑦ 欠陥を指摘するだけでなく、良いことは評価する
- ⑧ 服装、態度など、点検者は模範を示す

(9) 安全朝礼

毎日、朝礼を利用して、仕事の連絡などの他、安全上の注意、訓話などを盛り込む

テキストP54
~P55



(10) 保護具着用の励行

イ. 保護帽（ヘルメット）：頭部の保護

保護帽には、①墜落防止用 ②飛来落下用 ③感電防止用の3種類がある。物の落下、飛来、落石などのおそれのある作業や荷積み、荷おろし作業のように墜落、転落、転倒などのおそれのある作業では、保護帽を着用させること。また、あごひもの締め付けを確実に行うよう作業者に指導すること。型式検定合格品を使用すること。

ロ. 安全帯：高所作業による墜落・転落防止

足場の設置が困難な高所作業（2m以上）で必ず使用する。高さ2m未満でも自分のため家族のために安全帯を進んで使用することが大切である。厚生労働大臣の定めた規格要件が決められている。

(11) 安全意識の高揚

テキストP56

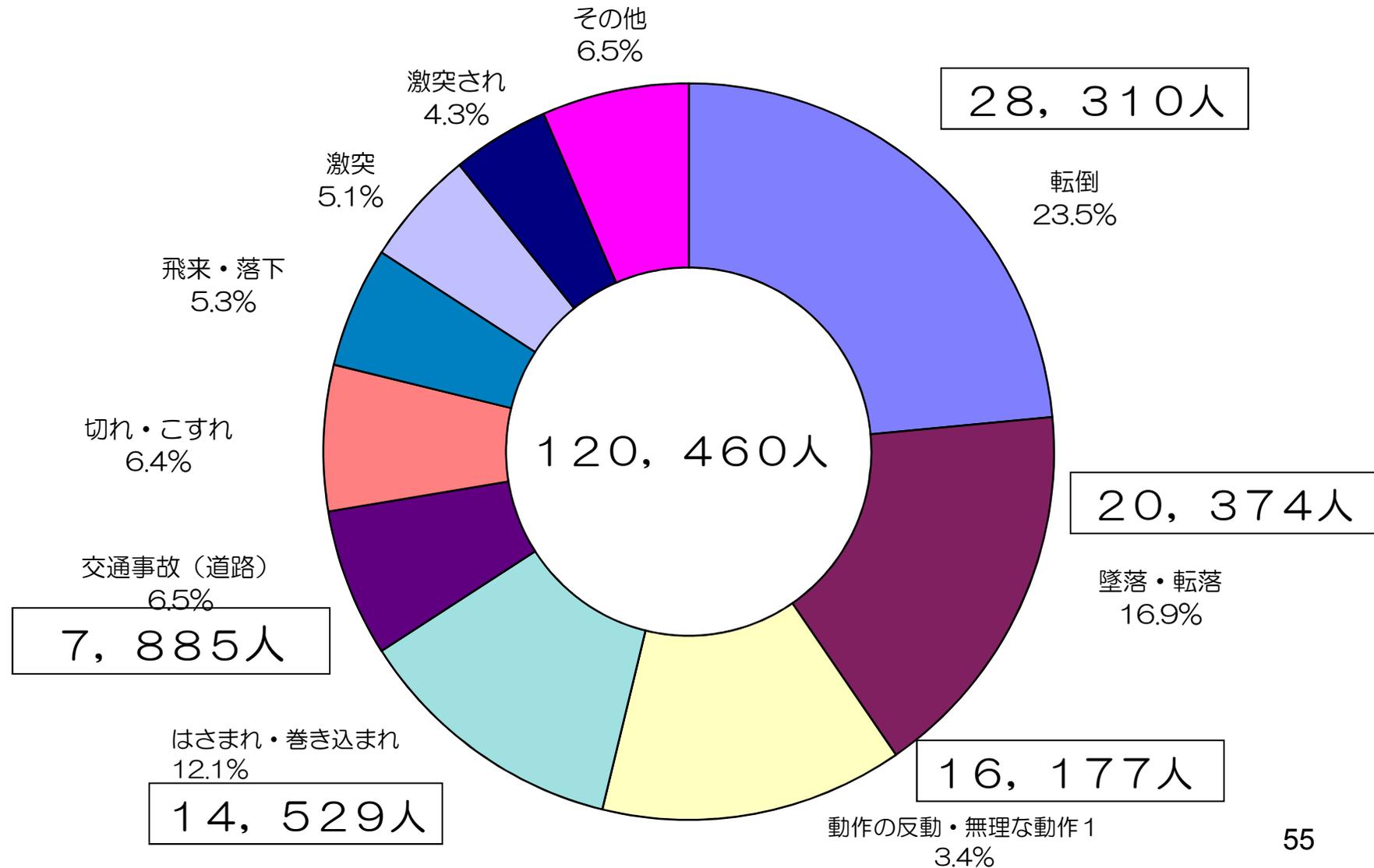
- イ. 安全の日
- ロ. 安全表彰
- ハ. ポスター・標語等による安全のPR
- ニ. 家庭への呼びかけ
- ホ. 安全行事等

(他社の事例や新しい知識の吸収のために活用)

- 安全週間行事
- 労働衛生週間行事
- 全国産業安全衛生大会への参加

平成29年 事故の型別労働災害発生状況

休業4日以上の死傷病者 (この内、約半数が第三次産業)



(12) 第三次産業における対策

テキストP58

イ. 第三次産業の労働災害発生状況

- 休業4日以上の死傷災害は全産業の約4割
- 業種では「小売業などの商業」が最多で全体の3割
次いで「社会福祉施設、医療保健業などの保健衛生業」
⇒「飲食店などの接客・娯楽業」⇒「ビルメンテナンス業などの清掃・と畜業」が続く。
- 事故の型別では「転倒」、「動作の反動・無理な動作」
「墜落・転落」、「交通事故（道路）」が多い。

ロ. 事故の型別対策

- テキストP59を参照

ハ. 4S活動による自主的活動の推進

- テキストP60を参照

(第三次産業の事業場においても、4S+1S活動の取組が労働災害防止に効果的である。)

(12) 第三次産業における対策

テキストP60
~P66

二. 小売業

- テキストP60~P63を参照

ホ. 社会福祉施設

- テキストP63~P64を参照

ハ. 飲食店

- テキストP64~P66を参照

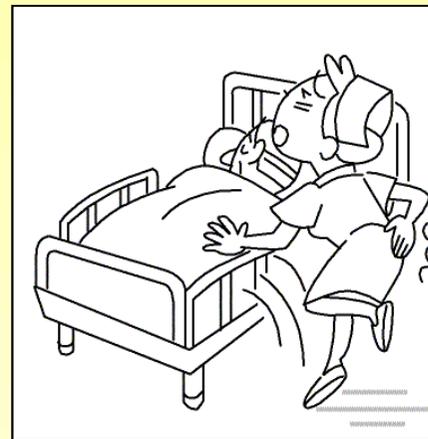
※第三次産業の事業場においても、製造業等と同じ安全衛生活活動を推進することが大事である。



床の段差につまづいて
転倒



メモを取りながら歩いて
階段を踏み外し転落



患者さんの体位を直して
腰をひねる（腰痛）



調理中、警報装置鳴動
一酸化炭素中毒を免れる

(13) 交通労働災害の防止

テキストP66

- 労働災害による全死亡者のうち、交通労働災害による死亡者は約5分の1を占めている
- 陸上貨物運送事業、建設業、商業、製造業、交通運輸業等幅広い業種で発生している。

イ. 交通労働災害防止のためガイドライン

- 厚生労働省から公表されている「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき対策を実施することが必要である。

ロ. 管理者・運転者に対する教育

- 厚生労働省から公表されている「交通労働災害防止担当管理者教育実施要領」「自動車運転の業務に従事する労働者に対する安全衛生教育実施要領」に基づき教育を行うことが必要である。



作業員4名を乗せ、運転していたところ、左手に持っていたタバコを床に落としたため、拾おうと前屈みになった際、運転操作を誤り排水路に転落。

(14) 高年齢労働者の安全

テキストP66

- 労働人口に占める高年齢労働者の割合が急速に増加
 - ・ここでは50歳以上で平成22年では34%
 - ・雇用延長の影響もあり、今後更に増加する
- 高年齢労働者の特性
 - ・幅広く深い豊富な知識と経験を持っている
 - ・すぐれた技能を持っている
 - ・判断力、統率力を備えている。
- 労働災害発生率が若年労働者に比べて高い
- 被災した場合、若年労働者に比べて休業日数が長い



- 高年齢労働者に適した安全対策は、すべての労働者に対してても有効であるとの認識のもとに、具体的な対策を実施する。

※配慮すべき安全対策はテキストP67～69参照

(15) 労働者の健康等に対する配慮

テキスト
P69

- 定期健康診断結果の有所見率は毎年上昇（平成26年：53.2%）
原因⇒生活習慣病関連要素などの増加
（労働者の高年齢化、運動不足、食習慣の変化、ストレスなど）



- 朝のミーティングなどの機会を利用して部下の心身の健康状態を把握
- 持病・生活習慣に関連して身体機能が低下して者、メンタル不安定者については、災害防止のために特別な注意を払うことが必要。

- THP（トータル・ヘルスプロモーション・プラン）について
（心とからだの健康づくり運動）

※「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」を公表
これは健康の保持増進のための措置が、事業者により適切かつ有効に実施されるようにするため定めたもの（事業者の努力義務）。

※健康保持増進対策推進のためのスタッフ

産業医、運動指導担当者、運動実践担当者、心理相談担当者、
産業栄養指導担当者および産業保健指導担当者

事業場における健康保持増進措置内容（THP）

テキストP70

労働者

実施者	健康測定
研修を受けた医師 （事業場内の場合は研修を受けた産業医）	<ul style="list-style-type: none"> ●問診 ●生活状況調査（仕事の内容、運動歴等） ●診察 ●医学的検査（形態、循環機能、血液、尿、その他） ●運動機能検査（筋力、柔軟性、敏捷性、平衡性、全身持久力、その他） ●運動等の指導票の作成（スタッフへの指示）

労働者全員

特に必要な労働者

実施者	運動指導
・ヘルスマネージャー ・ヘルスマネージャー	<ul style="list-style-type: none"> ●運動指導プログラムの作成（健康的な生活習慣を確立するための視点） ●運動の実践のための指導

実施者	保健指導
産業保健指導者等	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務形態や生活習慣に配慮した健康的な生活指導・教育（睡眠、喫煙、飲酒、口腔保健、その他）

実施者	メンタルヘルスマネジメント（心理相談）
心理相談員	<ul style="list-style-type: none"> ●メンタルヘルスマネジメントの実施 ●ストレスに対する気づきの援助 ●リラクゼーションの指導 ●良好な職場の雰囲気づくり（相談しやすい環境等）

実施者	栄養指導
産業栄養指導者等	<ul style="list-style-type: none"> ●食習慣、食行動の評価とその改善の指導

ストレスチェック制度について（50人未満の事業場は努力義務）

※目的

テP70

- ① 労働者のメンタルヘルス不調発生の未然防止（一次予防の実施）
- ② 労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ③ ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

※やり方

「職業性ストレス簡易調査票」に配布し、質問に伝えてもらう。

「仕事のストレス要因」17項目 「心身のストレス反応」29項目

「周囲のサポート」9項目 「満足度」2項目 全部で57項目

高ストレス者に対しては医師等と面談があり、メンタルヘルスの予防に繋げていく。

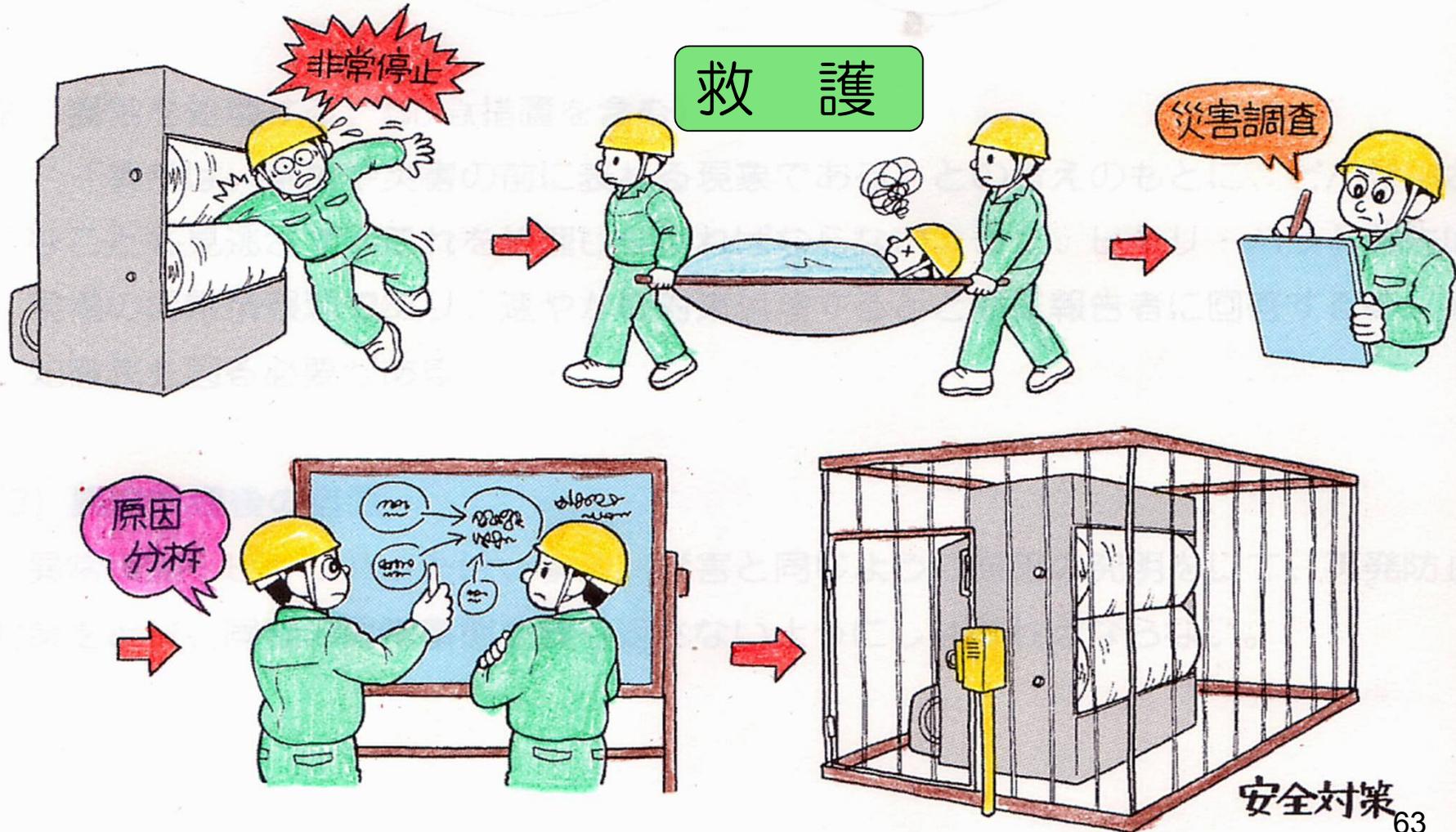
※その他

- ・人事権のある方はこのスタッフに入ることが禁じられている。
- ・事業者の実施義務はあるが、労働者に受診義務はない。
（「職場環境の改善につなげること」なので受診を勧めている。）
- ・ストレスチェック実施報告書は、会社として所轄労働基準監督署に提出しなければならないことになっている。

5. 労働災害の原因の調査と再発防止対策

災害発生時の措置

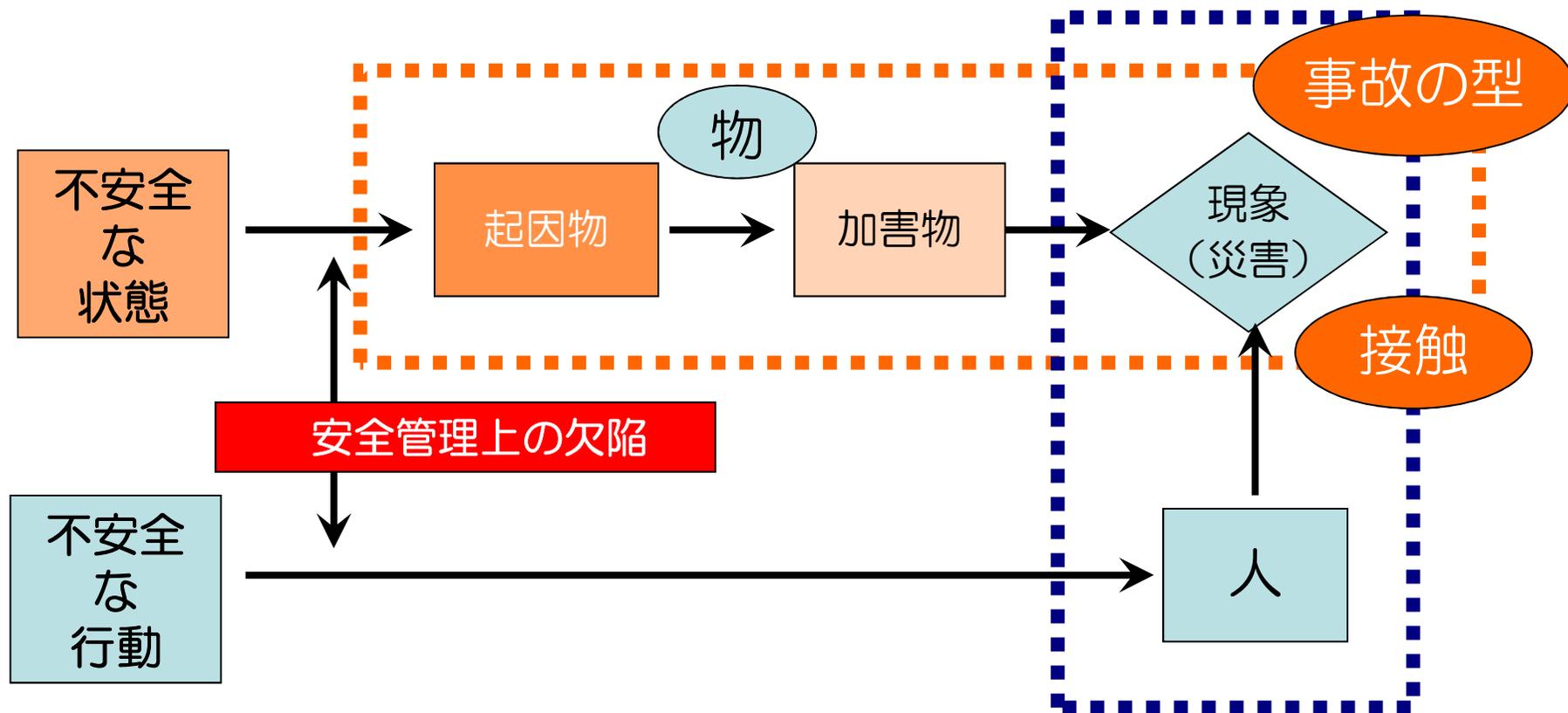
テキストP70



災害発生のメカニズム

テキストP71

不安全状態と不安全行動



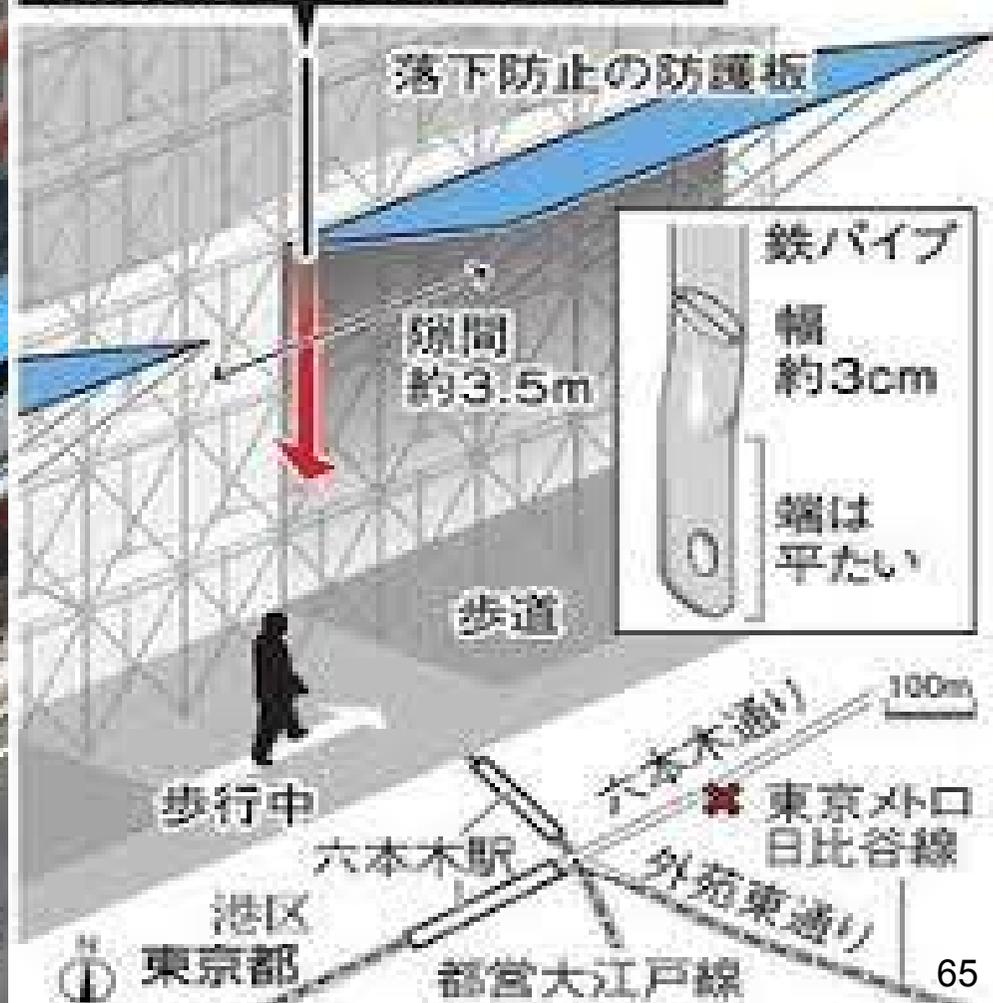
災害発生 基本モデル図

2016年10月14日9時50分頃、外壁工事現場から鉄パイプ1本（長さ1.8m 太さ約3cm）落下、歩行者の頭部に刺さり死亡したものの。



事故当時の現場の状況（六本木3丁目）
警視庁などへの取材による

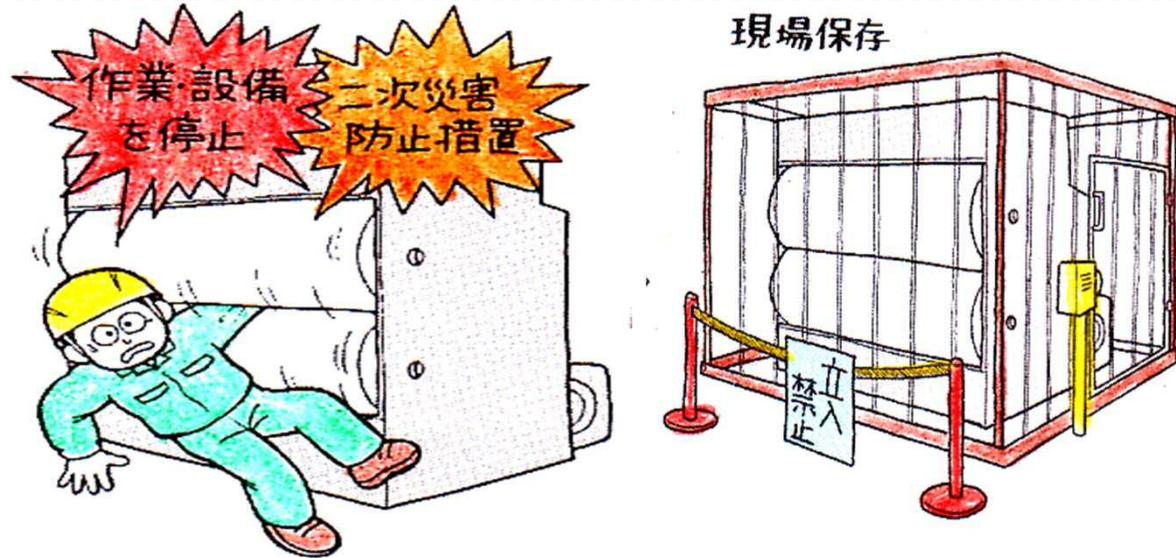
10階部分から鉄パイプが落下



災害調査

テキストP73

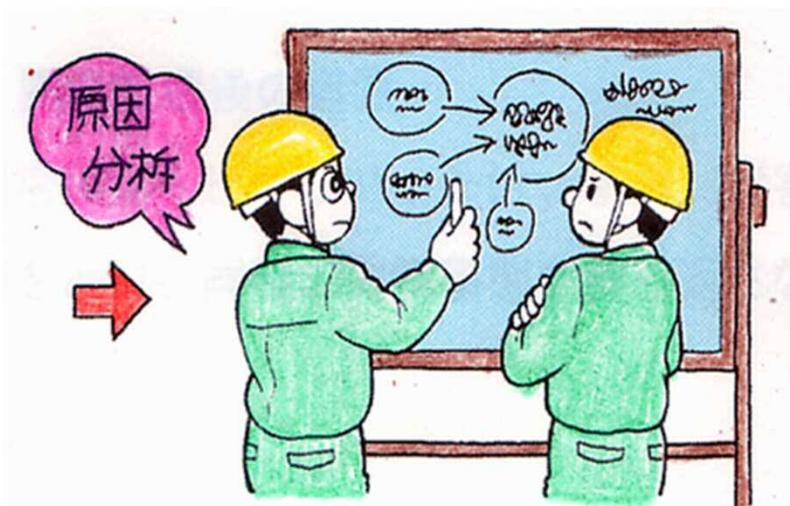
第一に
行なう事



- 災害調査は、関係者の責任を追及することではない
(真実を知り、事後の安全対策を的確に講ずること)
- 事実だけを集める
(⇒現場・証拠品の保存、写真撮影)
- 目撃者情報を集める
- 可能な限り被災者の話を聞く
(ただし被災者が被告人とならない様に・・・)

災害原因の分析

テキストP74



直接原因の背後にある根本原因

人間的要因

機械・設備的要因

作業的要因

管理的要因

・災害原因の分析

災害を起こす引き金

- ・ 不安全状態
 - ・ 不安全行動
- } 見逃さない

・災害原因の分類

- ① 事故の型
- ② 起因物
- ③ 不安全状態
- ④ 不安全行動

分類表・・・P222・資料5

災害率の算定

テキストP78

年千人率

労働者1,000人当りの
年間死傷者数

年間死傷者数
平均労働者数

× 1,000

度数率

100万延実労働時間当りの
年間死傷者数

労働災害死傷者数
延実労働時間数

× 1,000,000

強度率

1,000延実労働時間当りの
労働損失日数

延労働損失日数※
延実労働時間数

× 1,000

※延労働損失日数については算定基準によること

災害事例演習・災害発生調査報告書の作成

- 個人演習 (10分間)
 - グループ編成 4名
(リーダー、発表者、書記を決める)
 - 自己紹介、分担確認 (5分間)
 - グループ討議・発表資料作成 (30分間)
 - 発表 3グループ (3×3≒約10分間)
 - 質疑、講評 (5分)
- 計60分

災害事例演習（原因調査）

- テキスト P80

フォークリフトからの転落災害事例

災害原因を災害事例
研究レポートを使って調査
対策と再発防止を作成する



リーチフォーク（プラッター）

災害事例演習（原因調査）

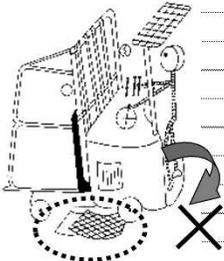
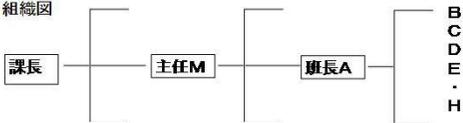
作成

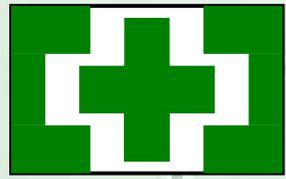
【第1章 演習】 災害発生調査報告（平成20年9月30日発生、フォークリフト上の落下災害）

下書

平成〇〇年 月 日作成

(5/5)

発生日時 平成20年9月30日(火) 午前11時30分頃 天候・気温 ・晴(曇)・雨 ・ 気温 30℃ 発生場所 横浜工場 倉庫棟 1F 出荷場付近 作業名 製品運搬作業 (S職場⇒製品倉庫) 被災者 山手太郎(E)(男)女 昭和58年6月18日生 25歳 所属・経験 配送部 製品課(S職場) 経験6年5ヶ月 資格・免許 第1種普通車 受傷部位 頭部打撲、右肩打撲 被災程度 ・不休業(通院 日) (休業)(14日の見込み)	メンバー リーダー： 書記： レポート係： 発表者： コメント係： その他：	問題点 標準から外れた事実を 問題点として上げる (時間がたりなければ省略)	災害原因 直接原因を①不安全状態(物的原因) ②不安全行動(人的原因) ③管理上の不備、欠陥 に大別して考える	災害防止対策 各原因ごとに対策考える	実施期日 実施部署 担当者 完了チェック
1、災害発生状況 9月30日、フォークリフト運転手のCが欠勤していたため班長Aより、D及びEは手空き時間に製品を製品倉庫に運ぶフォーク作業を命じられた。11時20分頃、Eは手が空いたので、空いていたリーチフォークを使い製品(200kg、段ボール箱)をパレットに2段積み、製品倉庫に運び始めた。10分後製品倉庫に入ったが、不慣れのため通常の走行ルートから外れたコースより進入し、荷卸のため前進から後進に移った。Eは右後写鏡が破損していたので、右後方を見ながら後進した。そのため、左後部の確認がおろそかになり、左後輪が排水溝の蓋(四角の鉄板格子型、中央部が凹み、周辺が反り返っていた)に乗り上げたことに気付かず進んだため、反動で外れた蓋がフォークリフトの底部に引っかかり急停止した。このため反動で、Eは運転台から振り落とされ、頭部及び右肩を負傷した。	問題点	災害原因	再発防止対策		
2、設備、保護具・管理状況、見取り図 ①被災者Eは、フォークリフト技能講習(1t以上)、特別教育(1t未満)とも未講習であった。 ②事故車のフォークは、右後写鏡が破損。特定自主検査は実施していたが、始業点検等は未実施であった。 ③Eは保護帽(ヘルメット)未着用であった。 ④排水溝の蓋の反り返りは、月次パトロール未実施のため、放置されていた。 ⑤フォークリフトの運行ルートから外れて走行した。 ⑥フォークリフト作業について作業標準・作業計画(運転者の指名を含む)が作成されていなかった。 ⑦Dは特別教育修了者であった。					
3、組織図 		不安全状態とは:物自体の欠陥、防護措置の欠陥、物の置き方・作業場所の欠陥、保護具・服装の欠陥、作業環境・作業方法の欠陥等々を指す。 不安全行動とは:安全装置無効・不履行、機械装置・設備等の指定外使用、運転中の機械等の掃除・注油・修理・点検等、保護具・服装の欠陥、誤った動作、運転の失敗(乗物)、ルール無視、逸脱行為等々を指す。 管理上の不備・欠陥とは:安全衛生規程・作業標準の有無や管理監督者の権限・責任・職務との関係から、命令・指示・打合せ・配員・段取り・教育・指揮・巡視・点検・確認・報告・連絡その他管理・監督の状況の不備を指す。			



第1章 安全管理

以上で第1章の講習は終了です。
長時間お疲れ様でした。

安全管理者として、
これからのご活躍をお祈りいたします。